

# 国保加入の皆さん 特定健診、受けましたか？ 残りあと1カ月です！

特定健診は、糖尿病などの生活習慣病予防のための健診です。国民健康保険加入の40歳から74歳までの方が対象の特定健診も11月30日までです。まだ受診されていない方はお早めに受診しましょう。



## 特定健診のお知らせ

## 国保税にも影響が!!

- 検査内容  
身体測定・身体診察・血液検査・血圧検査・尿検査・クレアチニン検査・貧血検査・心電図検査
- 自己負担額  
1,300円(検査費用は、通常10,151円かかります。)
- ※40歳の節目の方(今年度41歳になる方)は無料。
- 持参するもの  
特定健診受診券、保険証、料金受診券がない場合は、総合保健福祉センター(⑤窓口)で再発行できます。

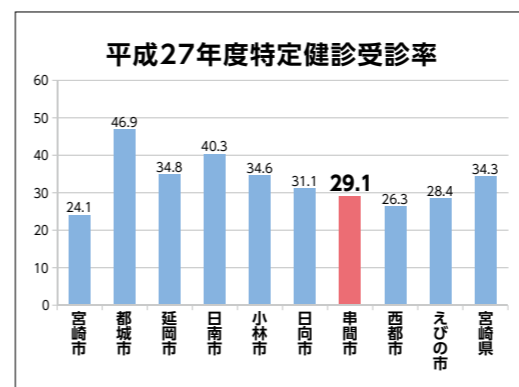
病気が発症してしまうと医療費が増加し、国保税の増加へとつながってしまいます。特定健診を毎年受診して、自分の体をしっかりチェックし、病気の発生を未然に防ぐことが大切です。

**国の目標受診率は60%**  
**串間市は29・1%**

平成27年度の県内9市における受診率は左表のとおりです。皆さんのご協力もあり約1,200名の方に受診していただきましたが、国の定める目標受診率60%よりまだまだ低い状況にあります。

## 串間市が実施している特定健診はお得!

- 串間市では、貧血検査、心電図検査、クレアチニン検査を独自で実施しています。
- ・クレアチニン検査：腎機能の状態を図ることができます。
- ・心電図検査：心臓の病気がわかります。
- 心電図異常の種類によっては脳梗塞の原因になることも!!しかもその異常は症状がないため心電図をとることではわかりません。



総合保健福祉センター 医療介護課(窓口④、⑤) ☎72-0333

## 第三者行為とは

- 例えば
- ・ 車同士の事故
  - ・ 事故車に乗車
  - ・ 暴力行為(ケンカを含む)
  - ・ 他人の飼っている動物にかまれた



右のような場合の治療代は加害者(第三者)が支払うべきもので、治療代のうち串間市国民健康保険(以下(国保)という)が支払う分は、国保が一時的に立替払いし、後日加害者に請求(求償権の代位取得)することになります。

## 書類の提出を

この請求をするために「第三者の行為による傷病届」など届け出が必要です。ご自宅へ「第三者の行為による傷病届の提出について」という手紙を送付しております。

す。届きましたら、必ず国保まで提出をお願いいたします(法令の定めにより、提出義務があります)。なお、書き方が分からないなどご不明な点がありましたら、ご連絡ください。

## 注意点

- 相手方が不明の場合でも届け出てください。
  - ご自身の過失の大小に関わらず届け出てください。
  - 加害者と示談する前にご相談ください。
- 示談の内容によっては、治療代全額をご自身で負担しなければならなくなる場合があります。示談しようとするときは、事前に国保までご連絡ください。

## 労働災害・通勤災害について

仕事中や通勤途中にケガをした場合には「労働者災害補償保険(労災保険)」が適用となり、国保の保険証を使つての治療は受けられません。ケガをされた場合には、お勤め先・医療機関にお申し出ください。誤って国保保険証を使用した場合には、至急国保までご連絡ください。

# 交通事故などで、 ケガ・病気になったときは すぐ届け出を!!

交通事故(自損事故も対象)や他人の犬にかまれた、ケンカなどの第三者の行為によって起こったケガ・病気でも保険証を使って治療を受けることができます(必ず医療機関に状況などを申し出る必要があります)。

